

された詳細設計の妥当性や安全性が審査されるという仕組みとなっているとする（同2頁から3頁）。

そして、電気事業法39条の技術基準は、基本設計ないし基本設計方針の妥当性が原子炉設置許可の段階で確認されていることを前提に、これを踏まえた詳細設計に基づき、使用に供される事業用電気工作物の具体の部材、設備等の技術基準として省令62号により定められているものであり（同5頁から6頁）、電気事業法40条の適合命令も当該技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されている（同6頁から7頁）から、平成24年炉規法改正前においては、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項について新たに技術基準を設け、これへの適合を求めて技術基準適合命令を発令することはできなかったとする（同7頁から10頁）。

その上で、原告の主張する防潮堤の設置、建屋の水密化、蓄電池の複数設置、高所設置等の対策はいずれも基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であり、これらの事項について技術基準適合命令を発令することにより是正する権限を有していなかったと主張する。

第2. 求釈明

上記被告国の主張には、法の解釈等に明らかな誤りがあり、追って反論する予定であるが、そもそも、炉規法及び電気事業法においては、平成24年改正の前後を問わず、「基本設計」「基本的設計方針」「詳細設計」などという文言は見当たらない。そこで、「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」について、原告らにおける反論の準備ために以下の各事項について釈明を求める。

- ① 「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」の各文言のそれぞれの定義を明らかにされたい。
- ② ①のとおり定義される根拠を示されたい。法律上の根拠があれば、法律

上の根拠も併せて示されたい。

- ③ 「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」に含まれる事項の外延を区別する基準、及びそのような区別基準を用いる根拠を示されたい。法律上の根拠があれば、法律上の根拠も併せて示されたい。
- ④ 上記③のような「基本設計」、「基本的設計方針」及び「詳細設計」の区別基準を用いた場合、津波等の対策において、どのような事項が「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」に各該当するのかについて、具体例を示して指摘されたい。
- ⑤ 「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」の妥当性や安全性の審査をなすにあたって、それぞれ参照されるべき技術基準・審査指針などの判断基準を具体的に指摘されたい。
- ⑥ 「基本設計」「基本的設計方針」及び「詳細設計」の定義、それらを区別する基準につき法律上の根拠がないとされる場合、何故、法律上の根拠のない概念によって、電気事業法において認められている国の規制権限に限定が加えられていると主張されるのかを明らかにされたい。

以 上